

## 「特定管理口座約款」新旧対照表

平成 21 年 4 月 7 日

(下線部分改正)

新	旧
<p><b>(特定管理口座における保管の委託)</b></p> <p>第 3 条 当社に特定管理口座が開設されている場合、当社に開設されている特定口座で特定口座内保管上場株式等として管理されていた内国法人の株式が上場株式等に該当しないこととなった場合の保管の委託は、<u>以下に掲げる条件の全てを充たす場合に限り、当該特定口座からの移管により、上場株式等に該当しないこととなった日以降引き続き当該特定管理口座において行います。</u></p> <p>(1) <u>金融商品取引所における上場廃止の原因となる事実が、会社の解散（合併による解散を除く。）、民事再生手続き開始の申立て又は会社更生手続き開始の申立てのいずれかであること</u></p> <p>(2) <u>機構の取扱継続期間において、機構が定める業務処理の方法に従うことを発行者が再度確認していること</u></p> <p>(3) <u>機構の取扱継続期間において、発行者と指定株主名簿管理人との契約が継続されていること</u></p> <p>(4) <u>機構の取扱継続期間において、発行者が機構の定める手数料を支払うこと</u></p> <p><u>ただし、上記の 4 要件のいずれかが満たされない場合は、当該株式の売買に係る最終売買決済日の翌営業日に株式会社証券保管振替機構における取扱いが廃止されますので、その場合には、取扱廃止日以前に無価値事由（破産手続き開始の決定等）が発生しているときを除き特定管理口座での管理が行えま</u></p>	<p><b>(特定管理口座における保管の委託)</b></p> <p>第 3 条 当社に特定管理口座が開設されている場合、当社に開設されている特定口座で特定口座内保管上場株式等として管理されていた内国法人の株式が上場株式等に該当しないこととなった場合の保管の委託は、<u>当該特定口座からの移管により、上場株式等に該当しないこととなった日以後引き続き当該特定管理口座において行います。</u></p> <p>(1) <u>(新 設)</u></p> <p>(2) <u>(新 設)</u></p> <p>(3) <u>(新 設)</u></p> <p>(4) <u>(新 設)</u></p>

新	旧
<p><u>せんで、特定管理口座から当該株式を払出させていただきます。よって、将来当該株式について無価値化事由が発生しても、無価値化損失(みなし譲渡損失)は認められません。</u></p> <p><b>(契約の解除)</b>  第7条 次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。  (1) ～ (2) (現行どおり)  <u>(3) お客様が出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合に、関係法令等の定めに基づき特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされたとき</u>  <u>(4) 特定口座開設者死亡届出書の提出があり相続・遺贈の手続きが完了したとき</u></p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p><b>(契約の解除)</b>  第7条 次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。  (1) ～ (2) (省 略)  <u>(3) (新 設)</u></p> <p><u>(3)</u></p> <p style="text-align: right;">以 上</p>